

○国立大学法人東京科学大学物品購入等契約に係る取引停止の取扱要項

令和6年10月1日
会計事務総括責任者制定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京科学大学（以下「大学」という。）における建設工事を除く物品の購入、製造及び役務その他の契約（以下「物品購入等契約」という。）に関し、契約事務の適正な履行を確保するため、取引停止、取引停止の期間の決定及び変更並びに取引停止の解除（以下「取引停止等」という。）の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「取引停止」とは、次に掲げる事項をいう。

- 一 一般競争契約における競争参加の停止
- 二 指名競争契約における指名停止
- 三 随意契約における業者選定の停止

2 この要項において「会計事務総括責任者」とは、国立大学法人東京科学大学会計規則（令和6年規則第64号。以下「会計規則」という。）第6条第1項に規定する会計事務総括責任者をいう。

3 この要項において「会計責任者」とは、会計規則第6条第2項に規定する会計責任者であって、同規則別表の規定により契約に関する事務を行うものをいう。

4 この要項において「業者」とは、国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程（令和6年規程第79号）第6条の規定により大学における建設工事を除く競争参加資格を有する者及びその他物品購入等契約を行おうとする者をいう。

(取引停止の措置)

第3条 会計責任者は、契約の相手方である業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる場合、速やかに会計事務総括責任者に報告しなければならない。

2 会計事務総括責任者は、前項の報告を受けた場合、情状に応じて別表各号の定めるところにより期間を定め、物品購入等契約に係る業者の取引停止の措置を行うものとする。

(取引停止の期間の特例)

第4条 業者が一の事案により別表に定める二以上の措置要件に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間における短期及び長期のうち、最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が次の各号に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

- 一 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む。）に、同表各号いずれかの措置要件に該当することとなったとき。
- 二 前号に掲げる場合を除き、別表第1号から第7号までの措置要件に係る取引停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、同表第1号から第7号までのいずれかの措置要件に該当することとなったとき。
- 3 会計事務総括責任者は、業者について情状酌量すべき特別な事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。
- 4 会計事務総括責任者は、業者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。
- 5 会計事務総括責任者は、取引停止の期間中の業者について情状酌量すべき特別な事由があるとき、極めて悪質な事由が明らかになったとき、又は極めて重大な結果を生じさせたときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。
- 6 会計事務総括責任者は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者についての取引停止を解除するものとする。
- 7 会計事務総括責任者は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別な事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。
（独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例）

第5条 会計事務総括責任者は、第3条の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、取引停止の期間を加重するものとする。

- 一 談合情報を得た場合又は大学の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第3号又は第6号に該当したとき。
- 二 別表第3号から第7号までに該当する業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号の規定に該当することとなった場合は除く。）。

三 別表第3号から第5号までに該当する業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前2号の規定に該当することとなった場合は除く。)

四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項の規定に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第3号から第5号までに該当する業者に悪質な事由があるとき(前3号の規定に該当することとなった場合は除く。)

五 大学の職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第6号又は第7号に該当する業者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。)

(指名等の取消し)

第6条 会計事務総括責任者は、取引停止された業者について、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

(取引停止期間中の下請け等)

第7条 会計事務総括責任者は、取引停止の期間中の業者が大学における契約に係る製造等の全部又は一部を下請けすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けしている場合は、この限りでない。

(取引停止措置等の通知及び公表)

第8条 会計事務総括責任者は、第3条又は第4条第5項及び第6項の規定により取引停止等の措置を講じた場合は、当該業者に対し遅滞なく通知し、当該措置内容について大学ホームページ上で公表するものとする。

2 会計事務総括責任者は、前項の規定による通知について必要がないと認める相当の理由があるときは、省略することができるものとする。

3 第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 取引停止等の措置を講じる相手方
- 二 取引停止等の措置の区分
- 三 取引停止等の措置を講じることとなった理由
- 四 取引停止等の措置の内容
- 五 取引停止等の措置を講じる期間

(警告又は注意の喚起)

第9条 会計事務総括責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

1 この要項は、令和6年10月1日から施行する。

2 次に掲げる要項等は、廃止する。

- 一 国立大学法人東京工業大学における物品購入等契約に係る取引停止の取扱要項（平成19年10月19日制定）
- 二 国立大学法人東京医科歯科大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領（平成20年5月30日制定）

別表（第3条—第5条関係）

措置要件	期間
<p>（贈賄）</p> <p>一 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、大学の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時購入等契約を締結する事業所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>二 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>1月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>三 大学の購入等契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められたとき。</p> <p>四 他の公共機関等の購入等契約に関し、代表役員等又は一般役員等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月以上12月以内</p> <p>刑事告発を知った日から1月以上9月以内</p>

<p>五 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。（第3号に掲げる場合を除く。）</p> <p>（競売入札妨害又は談合）</p> <p>六 大学の購入等契約に関し、業者である個人又は業者である法人の代表役員等、一般役員等若しくはその使用人が刑法第96条の6に規定する談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>七 他の公共機関等の購入等契約に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表役員等4月以上12月以内 ・一般役員等又は使用人3月以上12月以内 <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>八 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
<p>（その他）</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたときで、かつ、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>